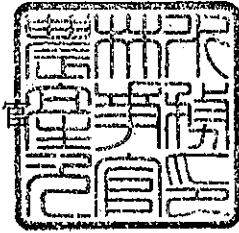


30経営第2860号  
平成31年3月29日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適正な実施につき御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

**農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）（本文）一部改正 新旧対照表**  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
農地利用最適化交付金事業実施要綱	農地利用最適化交付金事業実施要綱
<p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 事業実施主体</b>                      本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。</p> <p><b>第3 事業の内容</b>                      農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の報酬の財源として交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日から3月31日までとします。</p> <p><b>1 活動実績に応じた交付金</b>                      （1）農地利用の最適化に向けた別添1に掲げる活動を実施した農業委員会を対象に、予算総額の3割の範囲内で交付金（以下「活動実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 事業実施主体</b>                      本事業の事業実施主体は、新制度に移行した農業委員会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会法第8条第1項の規定により任命された委員（以下「農業委員」といいます。）をもって組織された農業委員会をいいます。以下同じです。）とします。</p> <p><b>第3 事業の内容</b>                      農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の報酬の財源として交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日（事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日）から3月31日までとします。</p> <p><b>1 活動実績に応じた交付金</b>                      （1）農地利用の最適化に向けた次に掲げる活動を実施した農業委員会を対象に、予算総額の3割の範囲内で交付金（以下「活動実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。</p> <p>ア <u>担い手への農地集積・集約化の推進活動</u>                      農業者の経営に対する意向等の把握並びに当該意向等を踏まえた農地の出し手及び受け手との調整活動等（集落座談会及び相談会への出席等を含みます。）</p> <p>イ <u>遊休農地の発生防止・解消活動</u>                      農地の利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）及び遊休農地所有者に対する</p>

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(2) 活動実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに別添1の計算方法により得られる額を上限とします。

(3) (2)の計算において対象となる農業委員及び推進委員は、第4の1の(1)の農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において現に在任している農業委員及び推進委員とします。

(4) (2)の計算において対象となる月数は、事業実施年度の4月から3月までの12月とします。

(5) [略]

## 2 成果実績に応じた交付金

(1) 農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、予算の範囲内で交付金（以下「成果実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 担い手への農地集積・集約化

イ [略]

(2) 成果実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額 (円)} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 14\text{千円} \times 12\text{月} \\ \times (\text{別添2による評価点} \div 9\text{点})$$

(3) (2)の「農業委員及び推進委員の人数」については、1の(3)の農業委員及び推進委員の人数とします。

相談活動等

ウ 農地中間管理機構との連携活動

農地中間管理機構の担当者との打ち合わせ等

エ 新規参入の促進活動

新たに農業経営を営もうとする者への農地のあっせん活動等

オ アからエまでの活動に必要な会議（活動の報告、情報の共有並びに活動及び成果の実績の取りまとめ等を行うための会議とします。ただし、総会及び部会並びにこれらに付随して実施する会議を除きます。）その他農地利用の最適化に必要な活動

(2) 活動実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額を上限とします。

$$\text{上限額 (円)} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 6\text{千円} \times 12\text{月}$$

(3) (2)の「農業委員及び推進委員の人数」については、第4の1の(1)の農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において現に在任している農業委員及び推進委員の人数とします。ただし、当該農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において農業委員会法第8条第1項の規定による農業委員の任命又は農業委員会法第17条第1項の規定による推進委員の委嘱が未了の場合には、農業委員の人数はその任命の日に、推進委員の人数はその委嘱の日に、それぞれ在任する人数とします。

(4) (2)の「12月」については、事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日の属する月から事業実施年度の3月までの月数とするものとします。

(5) [略]

## 2 成果実績に応じた交付金

(1) 農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、予算の範囲内で交付金（以下「成果実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 担い手への農地集積

イ [略]

(2) 成果実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額 (円)} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 14\text{千円} \times 12\text{月} \\ \times (\text{別添による評価点} \div 9\text{点})$$

(3) (2)の「農業委員及び推進委員の人数」については、1の(3)の人数とします。

(4)・(5) [略]

(6) (2)の「12月」については、事業実施年度の前年度の1月から事業実施年度の12月までとします。

(7) 第4の2の(3)に基づき、別添2の1の(2)に該当する農業委員会が、成果実績に応じた交付金のうち事業実施年の1月1日から6月末日までに係る部分の交付金（以下「成果実績に応じた交付金（前期分）」といいます。）の交付を受けた場合には、当該交付金の額及び第3の2の(2)で算定された額から当該交付金の額を除いた額を交付するものとします。

(8) [略]

#### 第4 事業の実施

##### 1 活動実績に応じた交付金に係る事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) [略]

[削る。]

(2) [略]

(3) 地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、農業委員会が第6に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該都道府県事業計画を承認するものとします。

(4) 都道府県知事は、(3)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。

(5) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、事業を実施する農業委員会の変更が生じた場合には、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

[削る。]

(4)・(5) [略]

(6) (2)の「12月」については、事業実施年に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日の属する月から事業実施年度の12月までの月数とするものとします。

(7) 第4の2の(3)に基づき、別添の1の(2)に該当する農業委員会が、成果実績に応じた交付金のうち事業実施年の1月1日から6月末日までに係る部分の交付金（以下「成果実績に応じた交付金（前期分）」といいます。）の交付を受けた場合には、当該交付金の額及び第3の2の(2)で算定された額から当該交付金の額を除いた額を交付するものとします。

(8) [略]

#### 第4 事業の実施

##### 1 活動実績に応じた交付金に係る事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) [略]

(2) 事業実施年度内に農業委員会法第8条第1項の規定による農業委員の任命が行われる予定である農業委員会は、当該任命の前であっても、農業委員及び推進委員の定数が条例で定められた場合には、当該定数を農業委員及び推進委員の人数とみなして農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。この際、農業委員会事業計画「新制度移行時期」については、農業委員の任命予定日の属する月を記載してください。

(3) 新制度に移行した農業委員会は、推進委員の委嘱が未了であっても、推進委員の定数を推進委員の人数とみなして農業委員会事業計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。

(4) [略]

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、農業委員会が第6に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該都道府県事業計画を承認するものとします。

(6) 都道府県知事は、(5)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。

(7) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、次の変更が生じた場合には、(1)及び(4)から(6)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

ア 事業を実施する農業委員会の変更（農業委員会の分置又は統合によ

[削る。]

2～4 [略]

第5 [略]

#### 第6 事業実施の要件

農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることを事業実施の要件とします。

#### 第7 事業実施における留意事項

- (1) 農業委員会は、活動実績に応じた交付金により報酬が支払われる農業委員及び推進委員の活動した年月日及び内容について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示した上で把握し、活動管理簿を作成するものとします。
- (2) 農業委員会は、別添2の1の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示して、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものとします。
- (3) 農業委員会は、(1)の活動管理簿を基に、別添1の1のア及び別添2の農地集積予定面積に係る活動をした年月日及び内容について把握するものとします。
- (4) [略]

第8～第12 [略]

る変更を除く。)

イ 農業委員若しくは推進委員の人数又は新制度移行時期の修正（第4の1の(2)又は(3)の規定により農業委員会事業計画を提出した場合であって、農業委員会事業計画に記載した農業委員若しくは推進委員の定数と第3の1の(3)の農業委員若しくは推進委員の人数に差が生じた場合又は農業委員会事業計画に記載した農業委員の任命予定日の属する月と実際の農業委員の任命の日の属する月に差が生じた場合の修正をいいます。）

2～4 [略]

第5 [略]

#### 第6 事業実施の要件

農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることを事業実施の要件とします（平成28年度から平成30年度までにおいては、事業実施年度内に当該指針を作成する旨を記載した計画書（別紙様式第7号。以下「指針作成計画書」といいます。）を農業委員会事業計画に添付して提出することにより、本要件を満たすものとみなします。）。

#### 第7 事業実施における留意事項

- (1) 農業委員会は、活動実績に応じた交付金により報酬が支払われる農業委員及び推進委員について、活動年月日、活動時間及び活動内容を把握し、活動管理簿を作成するものとします。
- (2) 農業委員会は、別添の1の(2)の農業委員会の活動による農地集積面積の把握に際しては、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものとします。

[新設]

(3) [略]

第8～第12 [略]

附 則（平成31年3月29日付け30経営第2860号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成30年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるもの  
とします。

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）（別添）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p><b>別添1（第3関係）</b>  <u>活動実績に応じた交付金については、農業委員会ごとに次に掲げる方法により交付額を算出します。</u></p> <p><b>1 交付対象となる活動</b>  <u>次に掲げる活動を対象とします（ただし、総会及び部会並びにこれらに付随して実施する会議を除きます。）。</u></p> <p>ア <u>実質化された人・農地プランに係る活動</u>  <u>実質化された人・農地プランの策定のため又は実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動</u>  <u>（ア）意向確認調査（農地所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向等を把握する調査。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項に規定する利用意向調査を除きます。）の実施</u>  <u>（イ）地域協議の場（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に規定する協議の場をいいます。）への出席、情報提供及びこれらに必要な活動（地図の作成等）</u>  <u>（ウ）実質化された人・農地プランにおいて担い手や農地中間管理機構に対する貸付け等の意向のある農地として記載された農地について、集積・集約化させるための調整活動</u></p> <p>イ <u>担い手への農地集積・集約化の推進活動</u>  <u>上記アを除く農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動</u></p> <p>ウ <u>遊休農地の発生防止・解消活動</u>  <u>農地の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）</u>、<u>遊休農地所有者に対する相談活動等</u></p>	<p>[新設]</p>

## 2 交付上限額

次に掲げる表の左欄のアからウまでのいずれかに該当する農業委員会ごとに、右欄に掲げる計算方法により、各農業委員及び推進委員の上限額を算出した上で、農業委員会の全委員分を合計したものを当該農業委員会の交付上限額とします（1委員の活動月数の上限は12とします。）。

区分	各農業委員及び推進委員の 上限額の計算方法
<p>ア 農地集積・集約化のための活動（1のア及びイの活動をいう。以下同じ。）の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行った農業委員又は推進委員が含まれる場合（ただし、実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）を事業実施年度の12月末日までに作成した市町村の農業委員会に限ります。）</p>	<p>以下の①又は②の方法で上限額を算出します。</p> <p>① 1のアの活動を行った農業委員又は推進委員：  以下により月ごとの上限額を算出した上で、各月の上限額を合計します（ただし、ウの活動のみを行った月の上限額は6千円／月・人とします。）。</p> $\frac{[7 \text{千円} / \text{月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のアの活動日数} \div 1 \text{のア及びイの活動日数}] + [6 \text{千円} / \text{月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のイのみの活動日数} \div \text{ア及びイの活動日数}] }{12}$ <p>② 1のアの活動を行っていない農業委員又は推進委員：  上限額（円） ＝6千円／月・人×1のイ及びウの活動月数</p>



イ 農地集積・集約化のための活動の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行っている農業委員及び推進委員が含まれない場合	上限額（円） = 6千円／月・人×1のイ及びウの活動月数
ウ 農地集積・集約化のための活動の割合が30%未満の農業委員会	上限額（円） = 5千円／月・人×1のアからウまでの活動月数

(注) 「農地集積・集約化のための活動の割合」は、事業実施年度の4月1日から12月末日までの農業委員会の活動日数に基づき、以下により算出します。

$$\frac{〔1のア及びイの活動日数の合計（人日）〕}{〔1のAからウまでの活動日数の合計（人日）〕}$$

(留意事項)

1の活動のうち複数の項目に該当する活動については、いずれか1つの区分に整理し、項目間で重複のないよう活動日数を計上してください。

**別添2（第3関係）**

成果実績については、農業委員会ごとに、次の1及び2の点数の合計を評価点とします。ただし、評価点は、1及び2それぞれ13点を上限とし、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合は、1の点数のみ評価点とします。

**1 担い手への農地集積・集約化**

(1) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率\*が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度における農地集積率が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）の場合は7点（それ未満の場合は0点）に、以下の表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。

加点（（ア）及び（イ）は重複可能）

実績	加点
<p>(ア) 集約化 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会（ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）の対象地域の農地に限ります。）</p>	1点
<p>(イ) 中山間地・樹園地 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、中山間地*及び樹園地*の面積の合計が30%以上である農業委員会（ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のいずれか一方に計上。）</p>	1点

**別添（第3関係）**

農業委員会の成果実績については、次に掲げる指標により評価するものとし、1及び2の点数の合計を評価点とします。ただし、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合は、1の点数のみ評価点とします。

**1 担い手への農地集積**

(1) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率\*が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）となったことのある市町村の農業委員会

ア 事業実施年度における農地集積率が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）であった市町村の農業委員会	7点
イ アに該当しない市町村の農業委員会	0点

(2) (1) に該当しない市町村の農業委員会

農業委員会の活動による農地集積面積*について、単年度集積基準面積*に対する達成度*を評価します。	
ア 達成度が130%以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が120%以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が110%以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が100%以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が90%以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が80%以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が70%以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が60%以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が50%以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が40%以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコまでに該当しない市町村の農業委員会	0点

(2) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率\*が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）となったことのない市町村の農業委員会については、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積\*について、単年度集積基準面積\*に対する達成度\*を評価することとし、以下のアの表中の「評価点」に、イの表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。

ア 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点
(サ) (ア) から (コ) に該当しない農業委員会	0点

イ 加点（(ア) と (イ) は重複可能）

実績	加点
(ア) 集約化 農地集積予定面積*を除いて算出された達成度が10%以上であつて、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会（ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）の対象地域の農地に限ります。）	1点

(イ) 中山間地・樹園地 農地集積予定面積※を除いて算出された達成度が20%以上であって、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積※に占める、中山間地※及び樹園地※の面積の合計が30%以上である農業委員会（ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のいずれか一方に計上。）	1点
---	----

## 2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率※が1%以下となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下であった場合は、評価点を7点とします。

(2) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率※が1%以下となったことのない市町村の農業委員会については、遊休農地の解消面積※の75%について、単年度解消目標面積※に対する達成度※を評価することとし、以下の表中の「評価点」を評価点とします。

### 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点

(注) 事業実施年度の前年又は当年において農地の利用状況調査を全域完了していない（立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。）市町村の農業委員会にあつては、達成度にかかわらず、0点とします。

## 2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率※が1%以下となったことのある市町村の農業委員会

ア 事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下であった市町村の農業委員会	7点
イ アに該当しない市町村の農業委員会	0点

(2) (1) に該当しない市町村の農業委員会

遊休農地の解消面積※について、単年度解消目標面積※に対する達成度※を評価します。	
ア 達成度が130%以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が120%以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が110%以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が100%以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が90%以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が80%以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が70%以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が60%以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が50%以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が40%以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコまでに該当しない市町村の農業委員会	0点

(注) 事業実施年度の前年又は当年において農地の利用状況調査を全域完了していない（立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。）市町村の農業委員会にあつては、達成度にかかわらず、上記サに該当するものとします。

### 3 用語の定義

※印を付した用語の定義については、次のとおりとします。  
[削る。]

(1) 「農地集積率」とは、各市町村における、各年度の農地集積面積を、各年の耕地面積（耕地及び作付面積統計（農林水産省）の耕地面積をいいます。ただし、特別区にあっては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。(3)において同じです。）で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の農地集積率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。なお、「農地集積面積」とは、各市町村における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知）別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手（以下「担い手」といいます。）がその耕作の事業に供している農地の面積（特段の定めのない限り各年度12月末日時点とします。ただし、1の(1)の農地集積率については、各年度3月末日時点とします。）とします。

(2) 「農業委員会の活動による農地集積・集約化面積」とは、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間（成果実績に応じた交付金（前期分）を受けようとする場合は、事業実施年の1月1日から6月末日までの期間）において、農業委員会の活動による成果として、担い手へ利用集積された農地の面積とします。

(3) [略]

(4) 担い手への農地集積・集約化の評価における「達成度」とは、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。また、実質化された人・農地プランを作成した市町村の農業委員会においては、農業委員会の活動による農地集積・集約

### 3 用語の定義

※印を付した用語の定義については、次のとおりとします。

(1) 「農地集積面積」とは、各市町村における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知）別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手（以下「担い手」といいます。）がその耕作の事業に供している農地の面積（特段の定めのない限り各年度12月末日時点とします。ただし、1の(1)の農地集積率については、各年度3月末日時点とします。）とします。

(2) 「農地集積率」とは、各市町村における、各年度の農地集積面積を、各年の耕地面積（耕地及び作付面積統計（農林水産省）の耕地面積をいいます。ただし、特別区にあっては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。(4)において同じです。）で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の農地集積率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。

(3) 「農業委員会の活動による農地集積面積」とは、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間（成果実績に応じた交付金（前期分）を受けようとする場合は、事業実施年の1月1日から6月末日までの期間）において、農業委員会の活動による成果として、担い手へ利用集積された農地の面積とします。ただし、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、農業委員の任命の日から事業実施年度の12月末日までの期間とし、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合は、農業委員の任命の日から事業実施年の6月末日までの期間とします。

(4) [略]

(5) 担い手への農地集積の評価における「達成度」とは、農業委員会の活動による農地集積面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。ただし、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、1の(2)の下線を付した達成度の基準について、当該基準に、第3の2

化面積に、当該人・農地プランにおいて事業実施年に新たに記載した農地集積予定面積を加えた面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。ただし、交付金の交付を受けるに当たって農地集積予定面積の対象とされた農地については、当該農地が同じ事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に集積・集約化された場合、又は翌年以降で当該農地集積予定面積の記載に貢献した農業委員及び推進委員の1回の任期（3年）の期間内に集積・集約化された場合は、当該事業実施年の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積から除きます。

(5) 「農地集積予定面積」とは、農業委員会の活動により、農地の貸付け等の意向が確認され、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に作成された実質化された人・農地プランにおいて、事業実施年に新たにその地番及び面積が記載された農地の面積とします（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を作成した地域においては、事業実施年に見直しを行った当該地域の既存の人・農地プランも対象とします。）。

(6) 「集約化された農地」とは、当該事業実施年度の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積に該当する農地のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する、同一の担い手が一連の農作業の継続に支障が生じない農地とします。

①畦畔で接続する2筆以上の農地

②農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地

③各々一隅で接続する2筆以上の農地

④段状に接続する2筆以上の農地

⑤借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(7) 「中山間地」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域とします。

①中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の第1次分類において中間農業地域又は山間農業地域に該当する旧市区町村の地域

②中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の2の対象農用地

(8) 「樹園地」とは、果樹等の栽培が行われており、農地集積・集約化以降も果樹等の栽培が行われることが見込まれる農地とします。

(9) ・ (10) [略]

の(6)の月数を12月で除して得た係数を乗じて得た基準とします。なお、基準となる数値は、小数点第1位を四捨五入することとします。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(6) ・ (7) [略]

(11) 「遊休農地の解消面積」とは、各市町村における、事業実施年度の前年の遊休農地面積から、事業実施年度の当年の遊休農地面積を減じて得た面積とします。

(12) [略]

(13) 遊休農地の発生防止・解消における「達成度」とは、遊休農地の解消面積の75%を、単年度解消目標面積で除して得た割合とします。

(8) 「遊休農地の解消面積」とは、各市町村における、事業実施年度の前年の遊休農地面積から、事業実施年度の当年の遊休農地面積を減じて得た面積とします。ただし、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、遊休農地の解消面積に、第3の2の(6)の月数を12で除して得た係数を乗じて得た面積とします。

(9) [略]

(10) 遊休農地の発生防止・解消における「達成度」とは、遊休農地の解消面積を、単年度解消目標面積で除して得た割合とします。ただし、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、2の(2)の下線を付した達成度の基準について、当該基準に、第3の2の(6)の月数を12月で除して得た係数を乗じて得た基準とします。なお、基準となる数値は、小数点第1位を四捨五入することとします。

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）（別紙様式）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

u003c/divu003e

改正後	現行																																																
<p><b>別紙様式第1号（第4関係）</b>                      [略]                      平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）                      ○○農業委員会</p> <p>1 活動実績に応じた交付金関係                      (1) 農業委員及び推進委員の人数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">農業委員及び推進委員の人数</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%;">農業委員の人数</th> <th style="width: 33%;">推進委員の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農地利用の最適化に向けた活動</p> <p>ア 活動区分ごとの活動日数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動区分</th> <th colspan="2">活動日数</th> <th rowspan="2">活動内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち前期分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動</td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動</td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	農業委員及び推進委員の人数				農業委員の人数	推進委員の人数	人	人	人	活動区分	活動日数		活動内容		うち前期分	(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日		(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日		<p><b>別紙様式第1号（第4関係）</b>                      [略]                      平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）                      ○○農業委員会</p> <p>1 活動実績に応じた交付金関係                      (1) 農業委員及び推進委員の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">農業委員及び推進委員の人数</th> <th>新制度移行時期</th> <th>3月までの月数</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%;">農業委員の人数</th> <th style="width: 33%;">推進委員の人数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農地利用の最適化に向けた活動</p> <p>ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期</th> <th colspan="2">活動日数</th> <th rowspan="2">活動内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち前期分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td style="text-align: center;">人日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	農業委員及び推進委員の人数			新制度移行時期	3月までの月数		農業委員の人数	推進委員の人数			人	人	人	年 月	月	時期	活動日数		活動内容		うち前期分		人日	人日	
農業委員及び推進委員の人数																																																	
	農業委員の人数	推進委員の人数																																															
人	人	人																																															
活動区分	活動日数		活動内容																																														
		うち前期分																																															
(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日																																															
(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日																																															
農業委員及び推進委員の人数			新制度移行時期	3月までの月数																																													
	農業委員の人数	推進委員の人数																																															
人	人	人	年 月	月																																													
時期	活動日数		活動内容																																														
		うち前期分																																															
	人日	人日																																															

- 15 -



(ウ) 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
(ア)から(ウ)までの合計	人日	人日	
うち(ア)及び(イ)の占める割合	%	%	

イ 事業実施計画に対する達成割合

事業完了報告書における(2)のアの活動区分(ア)から(ウ)までの活動日数の合計 (A)	人日
事業実施計画における(2)のアの活動区分(ア)から(ウ)までの活動日数の合計 (B)	人日
事業実施計画に対する達成割合 (C)=(A)÷(B)	%

ウ (2)のイの(C)が60%未満であった場合、その理由及び次年度に向けた改善方針

60%未満であった理由	事業実施計画の達成に向けた次年度の改善方針

[削る。]

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分 人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分 人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分 人日	

[削る。]

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) [略]

(2) 平成□年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から同年12月末日まで）

		<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積</u>	
		<u>うち前期分</u>	
合計	ha	ha	ha
うち集約化された農地の面積	ha	ha	ha
うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

		<u>うち前期分</u>
合計	ha	ha

エ 遊休農地面積

オ その他

時期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分 人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) [略]

(2) 平成□年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

<u>農業委員会の活動による農地集積面積</u>	
<u>うち前期分</u>	
ha	ha

ウ 遊休農地面積（平成○年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

[新設]

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地率 (B/(A+C))		
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

注意事項

- (1) 1の(2)のアの(ア)から(ウ)までの活動については、各項目間で重複がないように記入してください。また、活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。また、1の(2)のイ及びウについては、事業実施計画では記入不要です。
- (2) [略]
- (3) 2の(2)のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。また、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会は事業完了報告書を提出する場合に、記入してください。
- (4) 2の(2)のウについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。
- (5) 2の(2)のアについては、別添2の1の(1)により評価する農業委員会のうち、表中の加点に該当する場合、又は別添2の1の(2)に該当する場合は、記入不要です。
- (6) 2の(2)のイ及びウについては、別添2の1の(1)により評価する農業委員会のうち、表中の加点に該当しない場合は、記入不要です。
- (7) 2の(1)及び(2)のエについては、利用状況調査を全域完了していない場合(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)には、その旨を記入してください。
- (8) [略]
- (9) 事業実施計画を提出する際には別紙を、事業完了報告書を提出する際には別紙、別紙様式第3号の別紙1及び別紙2を添付してください。

注意事項

- (1) 1の(2)のアのア～オの活動については、各項目間で重複がないように記入してください。また、活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する際に記してください。
- (2) [略]
- (3) 2の(2)のイについては、別紙様式第3号の別紙の農業委員会の活動による農地集積面積(計)の数値を記入してください。また、農業委員会の活動による農集積面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会は事業完了報告書を提出する場合に、記入してください。  
[新設]
- (4) 2の(2)のアについては、別添の1の(2)に該当する場合は、記入不要です。
- (5) 2の(2)のイについては、別添の1の(1)に該当する場合は、記入不要です。
- (6) 2の(1)及び(2)のウについては、利用状況調査を全域完了していない場合(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)には、その旨を記入してください。
- (7) [略]
- (8) 事業実施計画を提出する際には別紙を、事業完了報告書を提出する際には別紙及び別紙様式第3号の別紙を添付してください。

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会  
(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額	
		うち活動実績に応じた交付金額	うち前期分	うち成果実績に応じた交付金額	うち前期分
合計					

注意事項

- (1) [略]
- (2) 事業実施計画における活動実績に応じた交付金額については、人・農地プランの実質化に取り組むことが見込まれる地域において活動を行う農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を7千円/月・人を上限として、それ以外の農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を6千円/月・人を上限として、総事業費を算定の上、記入してください。
- (3) 事業完了報告書における活動実績に応じた交付金額については、総事業費は、別添1の2の交付上限額以下となるよう算定の上、記入してください。また、記入された総事業費が妥当であることの根拠として、農業委員会は、第7(事業実施における留意事項)の活動管理簿及び農業委員会の活動による成果で

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会  
(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額		経費内訳
		うち活動実績に応じた交付金額	うち前期分	うち成果実績に応じた交付金額	うち前期分	
合計						
ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動						
イ 遊休農地の発生防止・解消活動						
ウ 農地中間管理機構との連携活動						
エ 新規参入の促進活動						
オ その他						

注意事項

- (1) [略]
- (2) 経費内訳欄は、事業実施計画又は事業完了報告書に記入した活動に係る経費を「活動日数×単価」の形式で記入し、農業委員と推進委員の内訳についても記入してください。
- (3) 単価については、業務の内容に応じ常識を越えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。

あることを示す資料を整理してください。

**別紙様式第2号（第4関係）**

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請」を「第4の4の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業完了報告書を取りまとめましたので提出」として下さい。

平成〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）  
〇〇都道府県

- 1 活動実績に応じた交付金関係  
(1) 農業委員及び推進委員の人数

農業委員 会名	農業委員 及び推進 委員の人 数	農業委員の 人数	推進委員の人 数
	人	人	人

**別紙式第2号（第4関係）**

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（4）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（4）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請」を「第4の4の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業完了報告書を取りまとめましたので提出」として下さい。

平成〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）  
〇〇都道府県

- 1 活動実績に応じた交付金関係  
(1) 農業委員及び推進委員の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

農業委員 会名	農業委員 及び推進 委員の人 数	農業委員 の人数	推進委員の 人数	新制度移行 時期	3月までの月 数
	人	人	人	年 月	月

合計	人	人	人
----	---	---	---

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

農業委員会名	活動日数		事業実施計画 に対する達成 割合
		うち前期分	
	人日	人日	%
合計	人日	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) [略]

(2) 平成□年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況  
ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から  
同年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化 面積		
			うち前期分
	合計	ha	ha
	うち集約化 された農地 の面積	ha	ha
	うち中山間 地・樹園地 の面積	ha	ha
合計		ha	ha
	うち集約化 された農地	ha	ha

合計				
----	--	--	--	--

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

農業委員会名	活動日数	
		うち前期分
	人日	人日
合計	人日	人日

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) [略]

(2) 平成□年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況  
ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年  
12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積面積		備考
		うち前期分	
	ha	ha	
合計	ha	ha	

	の面積		
	うち中山間地・樹園地	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

農業委員会名	農地集積予定面積	
	うち前期分	
	ha	ha
合計	ha	ha

エ [略]

注意事項

- (1) 1の(2)については、農業委員会ごとに、別記様式第1号の1の(2)のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数、(ア)及び(イ)の占める割合を記入してください。また、「事業実施計画に対する達成割合」は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (2) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。

(3)・(4) [略]

[新設]

ウ [略]

注意事項

- (1) 1の(2)については、農業委員会ごとに、別記様式第1号の1の(2)のア～オの活動日数を合計して記入してください。また、活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (2) 2の(2)のイについては、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に農業委員の任命の日を「平成〇年〇月〇日から」と記入してください。また、農業委員会の活動による農地集積面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (3)・(4) [略]

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

○○都道府県

(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額	
		うち前期分	うち前期分	うち前期分	うち前期分
合計					

注意事項 [略]

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

○○都道府県

(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額	
		うち前期分	うち前期分	うち前期分	うち前期分
合計					
ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動					
イ 遊休農地の発生防止・解消活動					
ウ 農地中間管理機構との連携活動					
エ 新規参入の促進活動					
オ その他					

注意事項 [略]



別紙様式第3号（第4関係）

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書  
 ○○農業委員会

1 成果実績報告

(1) [略]

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から同年12月末日まで）

		農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	
		うち前期分	
合計		ha	ha
うち集約化された農地の面積		ha	ha
うち中山間地・樹園地の面積		ha	ha

ウ 農地集積予定面積

合計	
うち前期分	
ha	ha

エ [略]

別紙様式第3号（第4関係）

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書  
 ○○農業委員会

1 成果実績報告

(1) [略]

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積	
うち前期分	
ha	ha

[新設]

ウ [略]

(3) 農地利用の最適化の進捗状況（遊休農地面積）

平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積（A）	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積（B）	遊休農地の解消面積（A-B）
ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数		活動内容
		うち前期分	
(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日	
(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日	
(ウ) 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
(ア) から(ウ) までの合計	人日	人日	
うち(ア) 及	%	%	

(3) 農地利用の最適化の進捗状況（遊休農地面積）

平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積（A）	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積（B）	遊休農地の解消面積（A-B）	事業実施年度に新制度に移行した農業委員会における解消面積
ha	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

び(イ) の占める 割合			
--------------------	--	--	--

注意事項

- (1) [略]
- (2) 1の(2)のイについては、別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。
- (3) 1の(2)のウについては、別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。

オ その他

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

注意事項

- (1) [略]
- (2) 1の(2)のイについては、別紙の農業委員会の活動による農地集積面積(計)の数値を記入してください。  
[新設]

(別紙1) 活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

[新設]

〇〇農業委員会

1 実質化された人・農地プランの作成状況 (平成〇年4月1日から同年12月  
月末日まで)

実質化された人・農地プランを作成した地域 (市町村名、集落名、地区名を記載)	作成年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員・推進委員の氏名

2 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況 (平成〇年4月1日から同年12月月末日まで)

人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域 (市町村名、集落名、地区名を記載)	作成年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員・推進委員の氏名

(別紙2)

担い手への農地集積・集約化に係る成果実績

〇〇農業委員会

1 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

月	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	農業委員及び推進委員の氏名
[略]	[略]	[略]

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)	ha
--------------------------	----

注意事項

- 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積欄には、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によって担い手へ利用集積された農地面積を記載してください。
- 農業委員及び推進委員の氏名欄には、農地集積・集約化面積欄に記載された農地集積面積に対して関与した農業委員及び推進委員の氏名を記載してください。
- 備考欄には、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積が生じた要因を記載してください。

2 農地集積予定面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

実質化された人・農地プランを作成した地域（市町村名、集落名、地区名を記載）	農地集積予定面積
	ha
	ha
農地集積予定面積（計）	ha

(別紙)

農業委員会の活動による農地集積面積（平成〇年1月1日から平成〇年12月末日まで）

〇〇農業委員会

月	農業委員会の活動による農地集積面積	農業委員及び推進委員の氏名	備考
[略]	[略]	[略]	[略]

農業委員会の活動による農地集積面積(計)	ha
----------------------	----

注意事項

- 農業委員会の活動による農地集積面積欄には、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によって担い手へ利用集積された農地面積を記載してください。
- 農業委員及び推進委員の氏名欄には、農地集積面積欄に記載された農地集積面積に対して関与した農業委員及び推進委員の氏名を記載してください。
- 備考欄には、農業委員会の活動による農地集積面積が生じた要因を簡潔に記載してください。

[新設]

別紙様式第4号（第4関係）

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書  
 ○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 担い手への農地集積・集約化

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から  
 同年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積		うち前期分
	合計	ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地	ha	ha
合計		ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地	ha	ha

別紙様式第4号（第4関係）

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書  
 ○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 担い手への農地集積

ア [略]

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年  
 12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積面積		備考
		うち前期分	
	ha	ha	
合計	ha	ha	

ウ 農地集積予定面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会名	農地集積予定面積	
	うち前期分	
	ha	ha
合計	ha	ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消

ア [略]

イ 遊休農地面積

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積 (A)	平成〇年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積 (B)	解消面積 (A-B)
	ha	ha	ha
合計	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

農業委員会名	活動日数		(ア) から (ウ) までの合計の活動日数に対する、(ア) 及び (イ) の占める割合
	うち前期分		
	人日	人日	
合計	人日	人日	

注意事項  
[削る。]

[新設]

(2) 遊休農地の発生防止・解消

ア [略]

イ 遊休農地面積

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積 (A)	平成〇年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積 (B)	解消面積 (A-B)	事業実施年度に新制度に移行した農業委員会における解消面積
				ha
	ha	ha	ha	ha
合計	ha	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

農業委員会名	活動日数	
	うち前期分	
	人日	人日
合計	人日	人日

注意事項

(1) 1の(1)のイについては、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に農業委員の任命の日を「平成〇年〇月〇日から」と記入してください。

2については、農業委員会ごとに、別記様式第3号の2のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数、(ア)及び(イ)の占める割合を記入してください。

(2) 2については、農業委員会ごとに、別記様式第3号の2のア～オの活動日数を合計して記入してください。

**別紙様式第5号（第4関係）**

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）

○○農業委員会

1 成果実績報告

ア 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から同年6月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	ha
うち集約化された農地の面積	ha
うち中山間地・樹園地の面積	ha

イ 農地集積予定面積（平成○年1月1日から同年6月末日まで）

農地集積予定面積
ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成○年6月末日時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数		活動内容
	うち前期分		
(ア) 実質化された人・農地プラン	人日	人日	

**別紙用式第5号（第4関係）**

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）

○○農業委員会

1 成果実績報告

農業委員会の活動による農地集積面積（平成○年1月1日から平成○年6月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積
ha

[新設]

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成○年6月末日時点）

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動



に係る活動			
(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日	
(ウ) 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
(ア) から(ウ) までの合計	人日	人日	
うち(ア)及び(イ)の占める割合	%	%	

注意事項

- (1)・(2) [略]  
 (3) 1のアについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。  
 (4) 1のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。

別紙様式第6号(第4関係)

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書(前期分)及び活動状況報告書(前期分)

○○都道府県

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

エ 新規参入の促進活動

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

オ その他

時期	活動日数		活動内容
		うち前期分	
	人日	人日	

注意事項

- (1)・(2) [略]  
 (3) 1については、別紙の農業委員会の活動による農地集積面積(計)の数値を記入してください。  
 [新設]

別紙様式第6号(第4関係)

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書(前期分)及び活動状況報告書(前期分)

○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年6月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	
	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積合計	ha
	うち集約化された農地の面積	ha
	うち中山間地・樹園地	ha
合計	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積合計	ha
	うち集約化された農地の面積	ha
	うち中山間地・樹園地	ha

(2) 農地集積予定面積

農業委員会名	農地集積予定面積
	ha
合計	ha

1 成果実績報告

農業委員会の活動による農地集積面積（平成〇年1月1日から平成〇年6月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積面積	備考
	ha	
合計	ha	

[新設]

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成〇年6月末時点）

農業委員会名	活動日数	(ア) から (ウ) までの合計の活動日数に対する、(ア) 及び (イ) の占める割合
		%
	人日	
合計	人日	

注意事項

[削る。]

2については、農業委員会ごとに、別記様式第5号の2のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数、(ア)及び(イ)の占める割合を記入してください。

[削る。]

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成〇年6月末時点）

農業委員会名	活動日数
	人日
合計	人日

注意事項

(1) 1については、事業実施年に新制度に移行した農業委員会においては、備考欄に農業委員の任命の日を「平成〇年〇月〇日から」と記入してください。

(2) 2については、農業委員会ごとに、別記様式第5号の2のア～オの活動日数を合計して記入してください。

別紙様式第7号（第6関係）

年 月 日

指針作成計画書

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

農地利用最適化交付金事業の実施に当たり、下記のとおり報告します。

記

農業委員法第7条の指針については、平成〇年〇月までに作成します。

# 農地利用最適化交付金事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成28年3月29日付け27経営第3278号  
改 正 平成29年3月28日付け28経営第3215号  
改 正 平成30年3月30日付け29経営第3535号  
改 正 平成31年3月29日付け30経営第2860号

## 第1 趣旨

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るためには、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を推進する必要があります。また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたところです。

以上を踏まえ、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、この要綱の定めるところにより、農地利用最適化交付金事業を実施します。

## 第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。

## 第3 事業の内容

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の報酬の財源として交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日から3月31日までとします。

### 1 活動実績に応じた交付金

- (1) 農地利用の最適化に向けた別添1に掲げる活動を実施した農業委員会を対象に、予算総額の3割の範囲内で交付金（以下「活動実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。
- (2) 活動実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに別添1の計算方法により得られる額を上限とします。
- (3) (2)の計算において対象となる農業委員及び推進委員は、第4の1の(1)の

農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において現に在任している農業委員及び推進委員とします。

(4) (2) の計算において対象となる月数は、事業実施年度の4月から3月までの12月とします。

(5) 各農業委員会における(2)の上限額の合計が、国全体の予算総額の3割に相当する額を超えた場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の上限額を調整するものとします。

$$\text{調整後の上限額 (円)} = \frac{\text{(2) の上限額} \times \text{予算総額の3割に当たる額}}{\text{(2) の上限額の合計}}$$

## 2 成果実績に応じた交付金

(1) 農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、予算の範囲内で交付金(以下「成果実績に応じた交付金」といいます。)を交付します。

ア 担い手への農地集積・集約化

イ 遊休農地の発生防止・解消

(2) 成果実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額 (円)} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 14\text{千円} \times 12\text{月} \\ \times (\text{別添2による評価点} \div 9\text{点})$$

(3) (2)の「農業委員及び推進委員の人数」については、1の(3)の農業委員及び推進委員の人数とします。

(4) 各農業委員会における(2)の算定額の合計が、交付可能な予算額を超えた場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の算定額を調整するものとします。

$$\text{調整後の算定額 (円)} = \frac{\text{(2) の算定額} \times \text{交付可能な予算額}}{\text{(2) の算定額の合計}}$$

(5) 成果実績に応じた交付金は、第4の3の(2)の都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書により、事業実施年度の4月1日から12月末日までの間に農地利用の最適化に向けた活動を実施していることが確認できた場合に交付するものとします。

(6) (2)の「12月」については、事業実施年度の前年度の1月から事業実施年度の12月までとします。

(7) 第4の2の(3)に基づき、別添2の1の(2)に該当する農業委員会が、成果

実績に応じた交付金のうち事業実施年の1月1日から6月末日までに係る部分の交付金（以下「成果実績に応じた交付金（前期分）」といいます。）の交付を受けた場合には、当該交付金の額及び第3の2の（2）で算定された額から当該交付金の額を除いた額を交付するものとします。

- (8) (1) のア及びイの成果を上げるため、農業委員会は、農地中間管理機構との連携や新規参入の促進に積極的に取り組むものとします。

## 第4 事業の実施

### 1 活動実績に応じた交付金に係る事業実施計画の作成及び承認の手続

- (1) 活動実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第1号。以下「農業委員会事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県知事は、農業委員会事業計画について必要な調整を行った上で、当該農業委員会事業計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第2号。以下「都道府県事業計画」といいます。）を作成し、農業委員会事業計画を添えて、地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいいます。以下同じです。）へ承認の申請をしてください。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県事業計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、農業委員会が第6に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該都道府県事業計画を承認するものとします。
- (4) 都道府県知事は、(3)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。
- (5) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、事業を実施する農業委員会の変更が生じた場合には、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

### 2 成果実績に応じた交付金に係る成果実績報告の作成の手続

- (1) 成果実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会成果報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出してください。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会成果報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県成果報告」といいます。）を作成し、農業委員会成果報告を添えて、1月末日

までに地方農政局長等に提出してください。

- (3) 成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）（別紙様式第5号）を作成し、7月15日までに都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、(2)の手続きに準じて、都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）（別紙様式第6号）を、7月末日までに地方農政局長等に提出してください。

### 3 事業実施状況の報告

- (1) 農業委員会会長は、毎年度、第3四半期の末日までの農地利用の最適化に向けた活動の状況について農地利用最適化交付金活動状況報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会活動状況報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出してください。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会活動状況報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県活動状況報告」といいます。）を作成し、農業委員会活動状況報告を添えて、1月末日までに地方農政局長等に提出してください。
- (3) 成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金活動状況報告書（前期分）（別紙様式第5号）を作成し、7月15日までに都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、(2)の手続きに準じて、都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書（前期分）（別紙様式第6号）を、7月末日までに地方農政局長等に提出してください。

### 4 事業完了報告

- (1) 農業委員会会長は、毎年度、事業が完了したときは、農地利用最適化交付金事業完了報告書（別紙様式第1号。以下「農業委員会完了報告」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金事業完了報告書（別紙様式第2号。以下「都道府県完了報告」といいます。）を作成し、農業委員会完了報告を添えて、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等に提出してください。

## 第5 国及び都道府県による交付

### 1 国の交付

国は、予算の範囲内において、都道府県に対して交付金を交付します。

## 2 都道府県の交付等

- (1) 事業を実施する農業委員会を置く市町村は、都道府県が定めるところにより、都道府県に対して交付の申請をしてください。
- (2) 都道府県は、事業を実施する農業委員会を置く市町村からの申請に基づき、第3の1及び2に規定する国の配分基準に準じて、国から交付された交付金を財源として当該市町村に交付金を交付するものとします。ただし、農地利用の最適化の推進に資する観点から、管内の全ての農業委員会と調整を行い、かつ、地方農政局長等の指導及び助言を受けた上で、各都道府県において別に配分基準を定めた場合には、この限りではありません。

## 第6 事業実施の要件

農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることを事業実施の要件とします。

## 第7 事業実施における留意事項

- (1) 農業委員会は、活動実績に応じた交付金により報酬が支払われる農業委員及び推進委員の活動した年月日及び内容について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示した上で把握し、活動管理簿を作成するものとします。
- (2) 農業委員会は、別添2の1の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示して、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものとします。
- (3) 農業委員会は、(1)の活動管理簿を基に、別添1の1のア及び別添2の農地集積予定面積に係る活動をした年月日及び内容について把握するものとします。
- (4) 交付金の交付を受けた市町村は、農業委員及び推進委員各人の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて報酬を支払うよう努めるものとします。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとします。

## 第8 交付金の返還等



- (1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会成果報告、都道府県成果報告、農業委員会完了報告、都道府県完了報告又は指針作成計画書の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。
- (2) 都道府県は、国から(1)に基づく交付金の返還命令があった場合は、交付金を交付した市町村に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとします。
- (3) 本事業の終了後において、市町村から交付金の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

## 第9 証拠書類の保管

農業委員会は、本事業に関する証拠書類及び証拠物並びに交付に関する書類を当該事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。

## 第10 関係機関との連携

都道府県及び農業委員会は、本事業の実施に当たり、市町村、農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と密接に連携し、本事業を効果的に推進するよう努めるものとします。

## 第11 報告及び検査

国は、本事業の適正かつ適切な実施のため、都道府県、市町村及び農業委員会に対し、必要な事項の聴取、現地への立入調査及び是正のために必要な指導を行うことができるものとします。また、これらの措置を行っても改善が図られない場合には、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

## 第12 個人情報 の安全管理

農業委員会は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

附 則 (平成28年3月29日付け27経営第3278号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則（平成29年3月28日付け28経営第3215号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成28年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3535号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成31年3月29日付け30経営第2860号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、平成30年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

## 別添1（第3関係）

活動実績に応じた交付金については、農業委員会ごとに次に掲げる方法により交付額を算出します。

### 1 交付対象となる活動

次に掲げる活動を対象とします（ただし、総会及び部会並びにこれらに付随して実施する会議を除きます。）。

#### ア 実質化された人・農地プランに係る活動

実質化された人・農地プランの策定のため又は実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動

（ア）意向確認調査（農地所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向等を把握する調査。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項に規定する利用意向調査を除きます。）の実施

（イ）地域協議の場（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に規定する協議の場をいう。）への出席、情報提供及びこれらに必要な活動（地図の作成等）

（ウ）実質化された人・農地プランにおいて担い手や農地中間管理機構に対する貸付け等の意向のある農地として記載された農地について、集積・集約化させるための調整活動

#### イ 担い手への農地集積・集約化の推進活動

上記アを除く農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動

#### ウ 遊休農地の発生防止・解消活動

農地の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）、遊休農地所有者に対する相談活動等

## 2 交付上限額

次に掲げる表の左欄のアからウまでのいずれかに該当する農業委員会ごとに、右欄に掲げる計算方法により、各農業委員及び推進委員の上限額を算出した上で、農業委員会の全委員分を合計したものを当該農業委員会の交付上限額とします（1委員の活動月数の上限は12とします。）。

区分	各農業委員及び推進委員の 上限額の計算方法
<p>ア 農地集積・集約化のための活動（1のア及びイの活動をいう。以下同じ。）の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行った農業委員又は推進委員が含まれる場合（ただし、実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）を事業実施年度の12月末日までに作成した市町村の農業委員会に限ります。）</p>	<p>以下の①又は②の方法で上限額を算出します。</p> <p>① 1のアに該当する活動を行った農業委員又は推進委員：</p> <p>以下により月ごとの上限額を算出した上で、各月の上限額を合計します（ただし、ウの活動のみを行った月の上限額は6千円/月・人とします。）。</p> <p>〔7千円/月・人×1のアの活動日数÷1のア及びイの活動日数〕＋〔6千円/月・人×1のイのみの活動日数÷ア及びイの活動日数〕</p> <p>② 1のアに該当する活動を行っていない農業委員又は推進委員：</p> <p>上限額（円） ＝6千円/月・人×1のイ及びウの活動月数</p>
<p>イ 農地集積・集約化のための活動の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行っている農業委員及び推進委員が含まれない場合</p>	<p>上限額（円） ＝6千円/月・人×1のイ及びウの活動月数</p>
<p>ウ 農地集積・集約化のための活動の割合が30%未満の農業委員会</p>	<p>上限額（円） ＝5千円/月・人×1のアからウまでの活動月数</p>

(注)「農地集積・集約化のための活動の割合」は、事業実施年度の4月1日から12月末日までの農業委員会の活動日数に基づき、以下により算出します。

〔1のア及びイの活動日数の合計（人日）〕÷〔1のアからウまでの活動日数の合計（人日）〕

(留意事項)

1の活動のうち複数の項目に該当する活動については、いずれか1つの区分に整理し、項目間で重複のないよう活動日数を計上してください。

## 別添2（第3関係）

成果実績については、農業委員会ごとに、次の1及び2の点数の合計を評価点とします。ただし、評価点は、1及び2それぞれ13点を上限とし、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合は、1の点数のみ評価点とします。

### 1 担い手への農地集積・集約化

(1) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率※が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度における農地集積率が90%以上（北海道の市町村にあつては、95%以上）の場合は7点（それ未満の場合は0点）に、以下の表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。

加点（(ア) 及び (イ) は重複可能）

実績	加点
(ア) 集約化 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積※に占める、集約化された農地※の面積が30%以上である農業委員会（ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）の対象地域の農地に限ります。）	1点
(イ) 中山間地・樹園地 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積※に占める、中山間地※及び樹園地※の面積の合計が30%以上である農業委員会（ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のいずれか一方に計上。）	1点

(2) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率\*が90%以上（北海道の市町村にあっては、95%以上）となったことのない市町村の農業委員会については、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積\*について、単年度集積基準面積\*に対する達成度\*を評価することとし、以下のアの表中の「評価点」に、イの表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。

ア 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点
(サ) (ア) から (コ) までに該当しない農業委員会	0点

イ 加点 ((ア) 及び (イ) は重複可能)

実績	加点
(ア) 集約化 農地集積予定面積*を除いて算出された達成度が10%以上であって、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会（ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を含みます。）の対象地域の農地に限ります。）	1点
(イ) 中山間地・樹園地 農地集積予定面積*を除いて算出された達成度が20%以上であって、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、中山間地*及び樹園地*の面積の合計が30%以上である農業委員会（ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のいずれか一方に計上。）	1点

## 2 遊休農地の発生防止・解消

- (1) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率\*が1%以下となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下であった場合は、評価点を7点とします。
- (2) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率\*が1%以下とならなかったことのない市町村の農業委員会については、遊休農地の解消面積\*の75%について、単年度解消目標面積\*に対する達成度\*を評価することとし、以下のアの表中の「評価点」を評価点とします。

### ア 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点

(注) 事業実施年度の前年又は当年において農地の利用状況調査を全域完了していない(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)市町村の農業委員会にあっては、達成度にかかわらず、0点とします。



### 3 用語の定義

※印を付した用語の定義については、次のとおりとします。

(1) 「農地集積率」とは、各市町村における、各年度の農地集積面積を、各年の耕地面積（耕地及び作付面積統計（農林水産省）の耕地面積をいいます。ただし、特別区にあっては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。（3）において同じです。）で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の農地集積率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。

なお、「農地集積面積」とは、各市町村における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知）別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手（以下「担い手」といいます。）がその耕作の事業に供している農地の面積（特段の定めのない限り各年度12月末日時点とします。ただし、1の（1）の農地集積率については、各年度3月末日時点とします。）とします。

(2) 「農業委員会の活動による農地集積・集約化面積」とは、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間（成果実績に応じた交付金（前期分）を受けようとする場合は、事業実施年の1月1日から6月末日までの期間）において、農業委員会の活動による成果として、担い手へ利用集積された農地の面積とします。

(3) 「単年度集積基準面積」とは、各市町村における平成26年3月末日時点の農地集積率に2.5を乗じた率（ただし、90%（北海道の市町村にあっては、95%とします。）を上限とします。また、10%に満たない場合には10%とします。）に平成25年の耕地面積を乗じて得た面積から、平成26年3月末日時点の農地集積面積を減じ、10年で除して得た面積に0.5を乗じて得た面積とします。

(4) 担い手への農地集積・集約化の評価における「達成度」とは、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。また、実質化された人・農地プランを作成した市町村の農業委員会においては、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積に、当該人・農地プランにおいて事業実施年に新たに記載した農地集積予定面積を加えた面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。ただし、交付金の交付を受けるに当たって農地集積予定面積の対象とされた農地については、当該農地が同じ事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に集積・集約化された場合、又は翌年以降で当該農地集積予定面

積の記載に貢献した農業委員及び推進委員の1回の任期（3年）の期間内に集積・集約化された場合は、当該事業実施年の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積から除きます。

(5)「農地集積予定面積」とは、農業委員会の活動により、農地の貸付け等の意向が確認され、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に作成された実質化された人・農地プランにおいて、事業実施年に新たにその地番及び面積が記載された農地の面積とします（平成31年度及び平成32年度においては、実質化された人・農地プランを平成33年度までに作成するための工程表を作成した地域においては、事業実施年に見直しを行った当該地域の既存の人・農地プランも対象とします。）。

(6)「集約化された農地」とは、当該事業実施年度の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積に該当する農地のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する、同一の担い手が一連の農作業の継続に支障が生じない農地とします。

- ①畦畔で接続する2筆以上の農地
- ②農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地
- ③各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(7)「中山間地」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域とします。

- ①中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の第1次分類において中間農業地域又は山間農業地域に該当する旧市区町村の地域
- ②中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の2の対象農用地

(8)「樹園地」とは、果樹等の栽培が行われており、農地集積・集約化以降も果樹等の栽培が行われることが見込まれる農地とします。

(9)「遊休農地面積」とは、各市町村における、各年の利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地（以下それぞれ「1号遊休農地」及び「2号遊休農地」といいます。）の面積とします。

(10)「遊休農地率」とは、各市町村における、各年の遊休農地面積を、各年の耕地面積に1号遊休農地の面積を加えた面積（特別区にあつては、農地台帳に記録された

農地の合計面積とします。) で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の当年の遊休農地率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直前に公表された耕地面積を用いるものとします。

(11) 「遊休農地の解消面積」とは、各市町村における、事業実施年度の前年の遊休農地面積から、事業実施年度の当年の遊休農地面積を減じて得た面積とします。

(12) 「単年度解消目標面積」とは、各市町村における平成27年の遊休農地面積から、平成27年の耕地面積に平成27年の1号遊休農地面積を加えた面積（特別区にあつては、平成27年の農地台帳に記録された農地の合計面積とします。）の1%に当たる面積を減じ、5年で除して得た面積とします。

(13) 遊休農地の発生防止・解消の評価における「達成度」とは、遊休農地の解消面積の75%を、単年度解消目標面積で除して得た割合とします。

別紙様式第1号（第4関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を提出します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を「第4の4の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業完了報告書」として下さい。

平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○農業委員会

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び推進委員の人数

農業委員及び推進委員の人数	農業委員の人数	推進委員の人数
人	人	人

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数	うち前期分	活動内容
(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日	
(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日	
(ウ) 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
(ア) から (ウ) までの合計	人日	人日	
うち (ア) 及び (イ) の占める割合	%	%	

イ 事業実施計画に対する達成割合

事業完了報告書における（２）のアの活動区分（ア）から（ウ）までの活動日数の合計 (A)	人日
事業実施計画における（２）のアの活動区分（ア）から（ウ）までの活動日数の合計 (B)	人日
事業実施計画に対する達成割合 (C) = (A) ÷ (B)	%

ウ （２）のイの（C）が60%未満であった場合、その理由及び次年度に向けた改善方針

60%未満であった理由	事業実施計画の達成に向けた次年度の改善方針

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況  
遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況  
ア 農地集積面積（平成○年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積		
		うち前期分
合計	ha	ha
うち集約化された農地の面積	ha	ha
うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

合計	うち前期分
ha	ha

エ 遊休農地面積（平成〇年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

注意事項

- (1) 1の(2)のイの(ア)から(ウ)までの活動については、各項目間で重複がないように記入してください。また、活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。また、1の(2)のイ及びウについては、事業実施計画では記入不要です。
- (2) 2の各項目については、別添の3の用語の定義を踏まえて記入してください。数値は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入してください。なお、市町村の区域を2以上に分けて置かれている農業委員会では、市町村全域の数値を記入してください。
- (3) 2の(2)のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（計）の数値を記入してください。また、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会は事業完了報告書を提出する場合に、記入してください。
- (4) 2の(2)のウについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積（計）の数値を記入してください。
- (5) 2の(2)のイについては、別添2の1の(1)により評価する農業委員会のうち、表中の加点到該当する場合、又は別添2の1の(2)に該当する場合は、記入不要です。

- (6) 2の(2)のイ及びウについては、別添2の1の(1)により評価する農業委員会のうち、表中の加点に該当しない場合は、記入不要です。
- (7) 2の(1)及び(2)のエについては、利用状況調査を全域完了していない場合（立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。）には、その旨を記入してください。
- (8) 2については、事業実施計画では記入不要です。
- (9) 事業実施計画を提出する際には別紙を、事業完了報告書を提出する際には別紙、別紙様式第3号の別紙1及び別紙2を添付してください。



(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

○○農業委員会

(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額	
		うち前期分		うち前期分	
合計					

注意事項

- (1) 成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。また、活動実績及び成果実績に応じた交付金額のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する場合に記入してください。
- (2) 事業実施計画における活動実績に応じた交付金額については、人・農地プランの実質化に取り組むことが見込まれる地域において活動を行う農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を7千円/月・人を上限として、それ以外の農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を6千円/月・人を上限として、総事業費を算定の上、記入してください。
- (3) 事業完了報告書における活動実績に応じた交付金額については、総事業費は、別添1の2の交付上限額以下となるよう算定の上、記入してください。また、記入された総事業費が妥当であることの根拠として、農業委員会は、第7（事業実施における留意事項）の活動管理簿及び農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理してください。

別紙様式第2号（第4関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請します。

注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請」を「第4の4の（2）に基づき、農業委員会が作成した事業完了報告書を取りまとめましたので提出」として下さい。

平成○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○都道府県

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び推進委員の人数

農業委員会名	農業委員及び推進委員の人数	人数	
		農業委員の人数	推進委員の人数
	人	人	人
合計	人	人	人

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

農業委員会名	活動日数	うち前期分	事業実施計画に対する達成割合
		人日	
	人日	人日	%
合計	人日	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況  
遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

農業委員会名	耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
			1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
	ha	ha	ha	ha	%
合計	ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況  
ア 農地集積面積（平成○年12月末日時点）

農業委員会名	耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
	ha	ha	%
合計	ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積		
			うち前期分
	合計	ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha
合計		ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

農業委員会名	農地集積予定面積	
	うち前期分	
	ha	ha
合計	ha	ha

エ 遊休農地面積（平成〇年利用状況調査結果）

農業委員会名	耕地面積 (A)	遊休農地面積(B)	遊休農地		遊休農地率 (B/(A+C))
			1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
	ha	ha	ha	ha	%
合計	ha	ha	ha	ha	%

注意事項

- (1) 1の(2)については、農業委員会ごとに、別記様式第1号の1の(2)のアの(ア)から

- (ウ) までの合計の活動日数、(ア) 及び (イ) の占める割合を記入してください。また、「事業実施計画に対する達成割合」は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (2) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (3) 2については、事業実施計画では記入不要です。
- (4) 事業実施計画及び事業完了報告書を提出する際には別紙を添付してください。

(別紙)

平成○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

○○都道府県

(単位：円)

項目	総事業費	うち活動実績に応じた交付金額		うち成果実績に応じた交付金額	
			うち前期分		うち前期分
合計					

注意事項

成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。また、活動実績及び成果実績に応じた交付金額のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。

別紙様式第3号（第4関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）及び3の（1）に基づき、農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書を提出します。

平成〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書

〇〇農業委員会

1 成果実績報告

(1) 平成□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況  
遊休農地面積（平成□年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積		遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(2) 平成〇年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況  
ア 農地集積面積（平成〇年12月末日時点）

耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	
	うち前期分	
合計	ha	ha
うち集約化された農地の面積	ha	ha
うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

合計	うち前期分
ha	ha



エ 遊休農地面積（平成〇年利用状況調査結果）

耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)			遊休農地率 (B/(A+C))
		1号遊休農地 (C)	2号遊休農地 (D)	
ha	ha	ha	ha	%

(3) 農地利用の最適化の進捗状況（遊休農地面積）

平成□年（事業 実施年度の前 年）の遊休農地 面積(A)	平成〇年（事業 実施年度の当 年）の遊休農地 面積(B)	遊休農地の解消面積 (A-B)
ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数	うち前期分	活動内容
(ア) 実質化され た人・農地プ ランに係る活 動	人日	人日	
(イ) 担い手への 農地集積・集 約化の推進活 動	人日	人日	
(ウ) 遊休農地の 発生防止・解 消活動	人日	人日	
(ア) から (ウ) までの合計	人日	人日	
うち (ア) 及び (イ) の占める 割合	%	%	

注意事項

- (1) 別記様式第1号に準じて記入してください。
- (2) 1の(2)のイについては、別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。
- (3) 1の(2)のウについては、別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。

(別紙1)

活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

〇〇農業委員会

1 実質化された人・農地プランの作成状況（平成〇年4月1日から同年12月末日まで）

実質化された人・農地プランを作成した地域 （市町村名、集落名、地区名を記載）	作成年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員・推進委員の氏名

2 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況（平成〇年4月1日から同年12月末日まで）

人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域 （市町村名、集落名、地区名を記載）	作成年月日	実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員・推進委員の氏名

(別紙2)

担い手への農地集積・集約化に係る成果実績

〇〇農業委員会

1 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

月	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	農業委員及び推進委員の氏名	備考
1	ha		
2	ha		
3	ha		
4	ha		
5	ha		
6	ha		
7	ha		
8	ha		
9	ha		
10	ha		
11	ha		
12	ha		

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（計）	ha
--------------------------	----

注意事項

- (1) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積欄には、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によって担い手へ利用集積された農地面積を記載してください。
- (2) 農業委員及び推進委員の氏名欄には、農地集積・集約化面積欄に記載された農地集積面積に対して関与した農業委員及び推進委員の氏名を記載してください。
- (3) 備考欄には、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積が生じた要因を記載してください。

2 農地集積予定面積（平成〇年1月1日から同年12月末日まで）

実質化された人・農地プランを作成した地域 （市町村名、集落名、地区名を記載）	農地集積予定面積
	ha
	ha

農地集積予定面積（計）	ha
-------------	----

別紙様式第4号（第4関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）及び3の（2）に基づき、農業委員会が作成した成果実績報告書及び活動状況報告書を取りまとめましたので提出します。

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書

○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 担い手への農地集積・集約化

ア 農地集積率

農業委員会名	平成○年度(事業実施年度) の農地集積率
	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積		
			うち前期分
	合計	ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha
合計		ha	ha
	うち集約化された農地の面積	ha	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha	ha

ウ 農地集積予定面積（平成○年1月1日から同年12月末日まで）

農業委員会名	農地集積予定面積	うち前期分
	ha	ha
合計	ha	ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消

ア 遊休農地率

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地率	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地率
	%	%

イ 遊休農地面積

農業委員会名	平成□年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積 (A)	平成○年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積 (B)	解消面積 (A-B)
	ha	ha	ha
合計	ha	ha	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

農業委員会名	活動日数	前期分	(ア) から (ウ) までの合計の活動日数に対する、(ア) 及び (イ) の占める割合
	人日	人日	%
合計	人日	人日	

注意事項

2については、農業委員会ごとに、別記様式第3号の2のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数、(ア)及び(イ)の占める割合を記入してください。

別紙様式第5号（第4関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（3）及び3の（3）に基づき、農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）を提出します。



平成〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）

〇〇農業委員会

1 成果実績報告

ア 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成〇年1月1日から同年6月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	ha
うち集約化された農地の面積	ha
うち中山間地・樹園地の面積	ha

イ 農地集積予定面積（平成〇年1月1日から同年6月末日まで）

農地集積予定面積
ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成〇年6月末時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数	うち前期分	活動内容
		人日	
(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動	人日	人日	
(イ) 担い手への農地集積・集約化の推進活動	人日	人日	
(ウ) 遊休農地の発生防止・解消活動	人日	人日	
(ア) から (ウ) までの合計	人日	人日	
うち (ア) 及び (イ) の占める割合	%	%	

#### 注意事項

- (1) 別記様式第1号に準じて記入してください。
- (2) 事業実施年の1月1日から6月末日までに係る別紙様式第3号を作成し、別紙として添付してください。
- (3) 1のアについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（計）の数値を記入してください。
- (4) 1のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積（計）の数値を記入してください。

別紙様式第6号（第4関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
〇〇 〇〇 印

平成〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び  
活動状況報告書（前期分）の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（3）及び3の（3）に基づき、農業委員会が作成した成果実績報告書及び活動状況報告書を取りまとめましたので提出します。

平成○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）  
 ○○都道府県

1 成果実績報告

(1) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（平成○年1月1日から同年6月末日まで）

農業委員会名	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	
	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	ha
	うち集約化された農地の面積	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha
合計	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	ha
	うち集約化された農地の面積	ha
	うち中山間地・樹園地の面積	ha

(2) 農地集積予定面積（平成○年1月1日から同年6月末日まで）

農業委員会名	農地集積予定面積
	ha
合計	ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（平成○年6月末時点）

農業委員会名	活動日数	(ア) から (ウ) までの合計の活動日数に対する、(ア) 及び (イ) の占める割合
	人日	%
合計	人日	

注意事項

2については、農業委員会ごとに、別記様式第5号の2のアの(ア) から (ウ) までの合計の活動日数、(ア) 及び (イ) の占める割合を記入してください。